

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 19 日

(公社) 街づくり区画整理協会 担当者 殿
(公財) 区画整理促進機構 担当者 殿
(一社) 全日本土地区画整理士会 担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、
防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の取扱いについて（情報提供）

平成 28 年 12 月に無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱
化法」という。)が施行され、同法第 12 条前段等により、土地区画整理事業、市街地再開
発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等（以下「土地区画整理事業等」
という。）により新たに設置される道路においても、無電柱化（電線を地下に埋設すること
その他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）
が求められることとされています。また、同条前段の実効性を担保するため、道路法施行
規則の一部を改正する省令（平成 31 年省令第 32 号）が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行さ
れ、占用許可制度が改正されています。

これを受けて、土地区画整理事業等の取扱いについて、道路上の電柱又は電線の設置及
び管理を行う事業者と調整を行った上で、都道府県等の土地区画整理事業等主管部局長に
対して、別添のとおり「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業等の運
用について」（令和 2 年 3 月 19 日付国都市第 116 号、国住街第 170 号）を通知しておりま
すので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

以 上